

# 館林市立第一小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年3月改訂

## 1 いじめ防止に関する考え方

### (1) 基本的な考え方

「いじめ」とは、学校に在籍している児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）によって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

今日「いじめ」は大きな社会問題として取り上げられている。いじめの形態も多様化しており、誰もがいじめる側、いじめられる側になるか分からない等複雑化している。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがある。

本校では、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」ということを児童に十分理解させるとともに、全教職員が強い意識をもって、いじめに対して毅然とした態度で指導にあたっていくものとする。

### (2) 基本方針

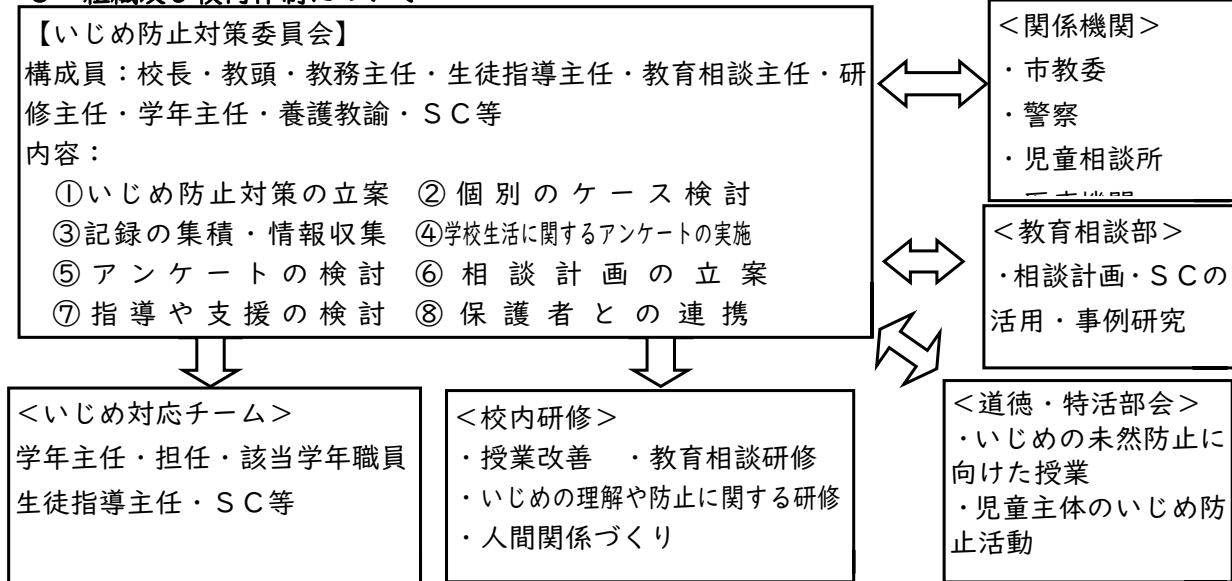
- ① いじめは、人権侵害であり、いじめを絶対に許さない心情を育てるとともに、いじめを見逃さない雰囲気作りをする。
- ② 一人一人の児童が自己有用感や自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、児童の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行う。
- ④ いじめの早期解決のために被害児童を守るとともに、加害児童には教育的配慮のもと指導し、必要に応じて関係機関や専門機関と連携して対応に当たる。
- ⑤ 学校と家庭、地域が組織的に連携、協働して対応する。
- ⑥ 日頃から、子ども、保護者、地域に本校「いじめ防止基本方針」の内容の周知を図る。

## 2 校内いじめ防止活動年間計画

目標：児童一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	いじめ防止 対策委員会 の開催	春のいじめ 防止強化月 間	「一小エー ル」の視聴		いじめ防止 標語・ポス ターの募集		いじめ防止 フォーラム	人権月間	冬のいじめ 防止強化月 間	いじめ防止 子ども会議	いじめ防止 子ども会議 の報告	いじめ防止 対策委員会 の開催
	いじめ防止合言葉の振り返り（各学級）											
	いじめ防止に向けた実践（各委員会）											
	あいさつ運動：いじめ防止のぼり旗の活用・小中連携あいさつ運動の実施											
早期発見				心の健康観察 二者面談	心の健康観察 二者面談				心の健康観察 二者面談	心の健康観察 二者面談		児童と担任 の面談
	学校生活に関するアンケート（生活アンケート）の実施（月1回）											

### 3 組織及び校内体制について



### 4 いじめの未然防止

#### (1) 基本方針

学校の中では、児童のトラブルは日常的であるが、そのトラブルがいじめへと発展しないよう未然防止を図ることが大切である。「いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなり得る」ことを踏まえて、被害者を守るだけの未然防止ではなく、加害者にさせない未然防止に全職員で取り組む必要がある。

- ①児童が「安心感」「自己存在感」「満足感」を味わえるような場所や環境を準備し、いじめが起こりにくい土壌をつくる。
- ②児童の「自己有用感」を高め、望ましい人間関係をつくることのできる場や機会をつくり、いじめに向かわない児童を育成する。
- ③家庭・地域・関係機関の理解と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### (2) 具体的な取組

##### ①学級経営の充実

- ・生徒指導の4つの機能「自己決定の場の提供」「共感的人間関係の育成」「自己存在感の感受」「安全・安心な風土の醸成」を意識した学級経営・授業づくりに努める。
- ・一人一人のよさが発揮され、互いのよさを認め合う学級をつくる。特に、学校として配慮が必要な児童生徒については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。
- ・読書や音読、読み聞かせなどから正しい言葉づかいができる集団をつくる。
- ・ルールや規範、学習習慣がきちんと守られる指導を行う。
- ・「うた」「そうじ」「あいさつ」を合言葉に、明るく前向きに取り組む児童を育成する。

##### ②学習指導の充実

- ・児童が疑問や意見を安心して発言できる雰囲気をつくる。
- ・一人一人の考えを大切に授業を行う。
- ・友達同士で学び合うことで、学習する楽しさや、友達とふれ合う喜びを味わえるようにする。

### ③人権教育の充実

- ・いじめの定義や具体例について、児童・保護者・教員へ例示する。
- ・互いのよさを認め合える温かい学級、学校の雰囲気をつくる。
- ・人権教育の全体計画、年間指導計画をいじめの視点で見直し、改善を行う。
- ・チェックリスト等を活用して、教職員の人権感覚を高める。

### ④学校体制の充実

- ・校内研修を通して、全教職員でいじめに対する共通理解を図る。
- ・児童の家庭環境や友人関係等の情報を共有し、組織的な支援ができるようにする。
- ・学校生活での悩みの解消を図るために、養護教諭やスクールカウンセラー等と情報を共有する。
- ・常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

### ⑤学校・家庭・地域等の連携

- ・学校だよりやホームページ等で学校の様子を発信する。
- ・学校評価アンケートにより、本校の取組を評価してもらう。
- ・保護者や地域の人と、いじめ問題について話し合う機会を設ける。
- ・些細なことでも気になることがあったら、学校に連絡をするように依頼しておく。
- ・非行防止教室など未然防止の視点から、関係機関と連携を図る。
- ・「いじめ防止フォーラム」などを通して、大人と子ども双方の視点でいじめについて考える機会を設ける。

## 5 いじめの早期発見

### (1) 基本方針

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを意識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

### (2) 具体的な取組

#### ①子どもの声に耳を傾ける。

- ・「学校生活に関するアンケート」を毎月実施し、記載内容については担任が確認するとともに、学年で情報共有をし、担当が全校の実態をまとめる。けんかやふざけであっても、児童が感じる被害性に着目して、いじめに該当するか組織的に判断する。
- ・教育相談を実施し、児童の変化を把握する。
- ・担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー等、話しやすい教職員に相談してよいことを周知する。
- ・いじめを訴えることの大切さを、日頃から指導する。
- ・関係機関の連絡先や相談方法を配布物やポスター等で周知する。

#### ②子どもの行動を注視する。

- ・授業中や休み時間、給食や清掃の時間、タブレットの使用履歴、日常の交流を通して、気になる児童の様子に目を配る。
- ・複数の教師が児童に関わることで児童の変化やいじめを発見する機会を多くする。
- ・運営委員会や職員会議、校内委員会等の様々な機会に、児童の情報交換の場を位置付ける。
- ・チェックリストによりいじめについての意識を高く持つよう心がける。

### ③保護者や地域との情報共有・連携

- ・保護者や地域の方からの訴えに真摯に耳を傾ける。
- ・連絡ノートや電話・家庭訪問など常に連絡を取りやすい雰囲気が作れるよう信頼関係を築く。
- ・PTA会議や学校運営協議会などでいじめについて議題を設け、情報を共有する。
- ・総合教育センターの「子ども教育相談室」に加え、外国人児童の教育相談窓口として「スクールホットライン群馬」を周知する。
- ・SNSやネットゲーム上でトラブルがあったときは情報提供をしてもらう。

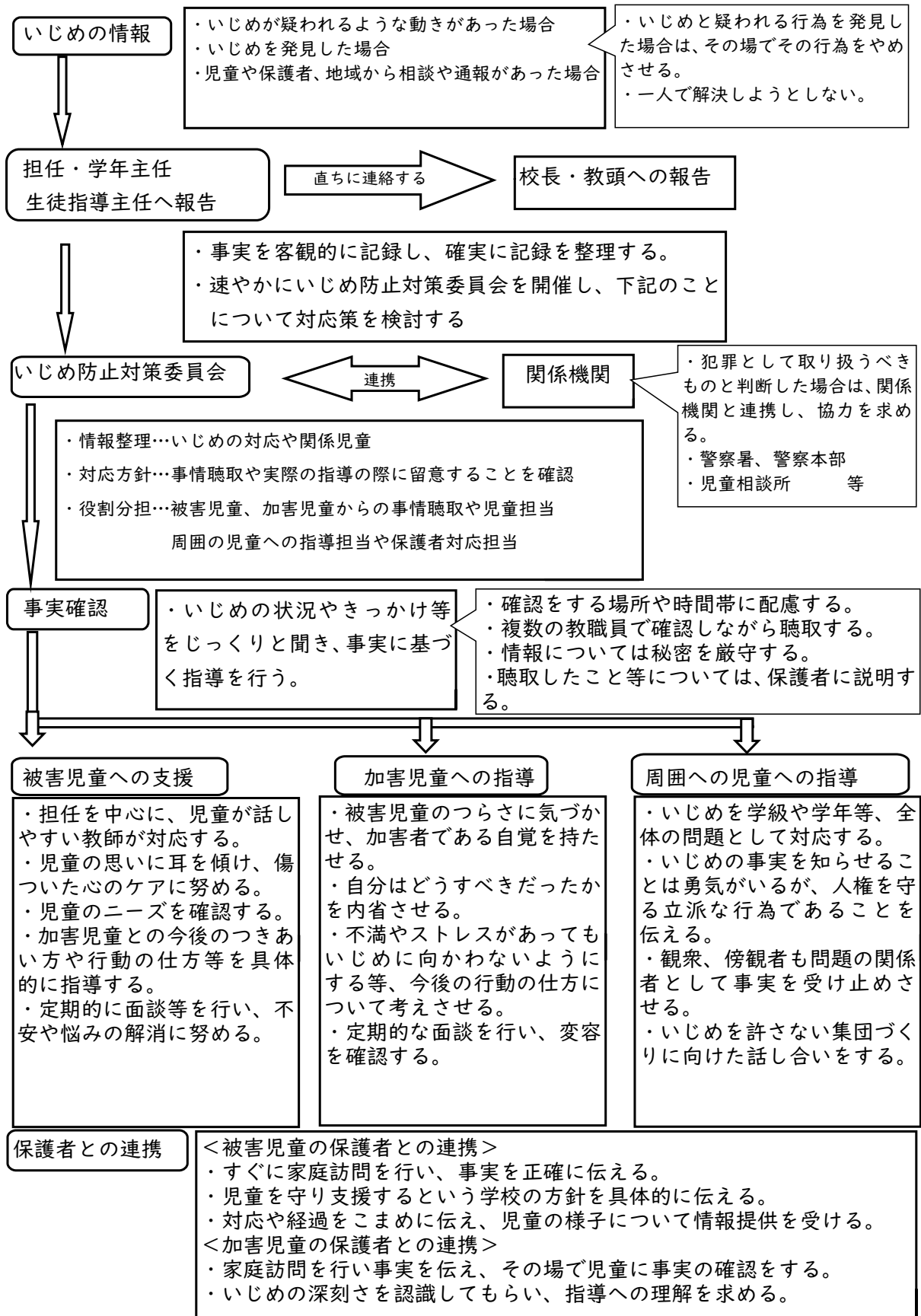
## 6 いじめに解消に向けた対応

### (1) 基本方針

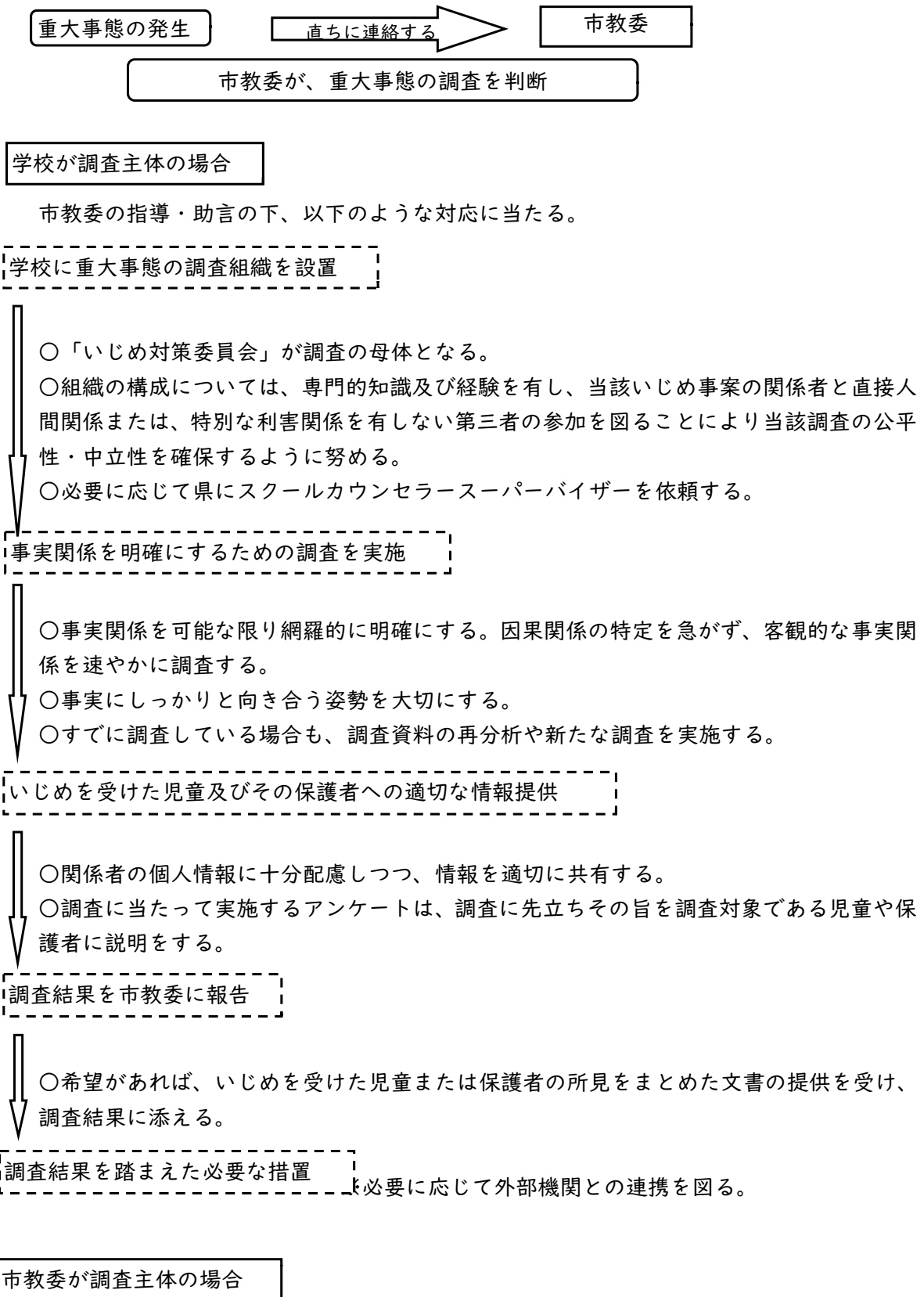
いじめの発見・相談・通報を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会に報告し組織的な対応につなげることとし、学級担任が一人で抱え込むことのないようにする。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。そして、全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携していく。

### (2) いじめが発生した場合の対応

- ・いじめ問題に対応するときは、学年全体や複数の教員で対応できるよう次頁の図のように組織編成をする。
- ・いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ・校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の児童や保護者への説明責任を果たすとともに、いじめ解決へ向けて努力していく。
- ・いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長視点から指導を行う。
- ・法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ・単に謝罪を持って容易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。



### (3) 重大事態発生の場合の対応



#### 学校が調査主体の場合

市教委の指導・助言の下、以下のような対応に当たる。

#### 学校に重大事態の調査組織を設置

- 「いじめ対策委員会」が調査の母体となる。
- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または、特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- 必要に応じて県にスクールカウンセラースーパーバイザーを依頼する。

#### 事実関係を明確にするための調査を実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 事実をしっかり向き合う姿勢を大切にする。
- すでに調査している場合も、調査資料の再分析や新たな調査を実施する。

#### いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

- 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に共有する。
- 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象である児童や保護者に説明をする。

#### 調査結果を市教委に報告

- 希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### 調査結果を踏まえた必要な措置

必要に応じて外部機関との連携を図る。

#### 市教委が調査主体の場合

市教委の指示の下、資料提供など調査に協力